

# 幼稚園預かり保育事業について

◆幼稚園の教育課程に係る教育時間以外の時間において、安心して子育てができる環境の実現と、子育て支援のため、在園児を対象とし、保育を必要とする認定(新2号認定)のもと、預かり保育事業を実施します

## 【保育実施期間と実施時間】

3歳児 令和8年5月7日(木)～令和9年3月24日(水)  
4・5歳児 令和8年4月9日(木)～令和9年3月24日(水)

① 平日 8:30～9:00 および 14:00～16:30

② 長期休業 8:30～16:30(夏季、冬季、年度末休業)

(但し、長期休業期間中の土・日・祝日は除く)

※気象条件、感染症等により幼稚園が休園となる場合や、園長の指定する日

(園行事や研修日等)は実施しません

※預かり保育を利用できる時間は、町の承諾書に記載される時間のみとなります

(保護者からの申し込み内容に応じて利用時間を決定します)

## 【保育対象児】

保育を必要とする認定(新2号認定)を受けている、豊郷幼稚園の在園児

## 【定員】

20名

## 【保育利用料】

無料

※ 但し、おやつ持参・お弁当(給食がない日)持参

※ 但し、必要に応じ、別途、保育活動や教材費等の徴収があります

## 【確認事項】

- ・ 預かり保育を利用する場合は、年度ごとに申し込みが必要です
- ・ 預かり保育を(1ヵ月でも)利用する子どもは、送迎バスの利用ができません

## 【申し込み書類】

1. 幼稚園預かり保育事業申請書

2. 保育を必要としていることを証明する書類(新2号認定を認める書類) ※裏面参照

◆ 配布: 希望される場合は、教育委員会事務局か豊郷幼稚園にお声がけください

◆ 受付: 上記書類を揃えて、教育委員会事務局か豊郷幼稚園に提出ください

## 【申し込み期間】

令和7年10月14日(火)～令和7年11月14日(金) 厳守

※平日、執務時間および開園時間内

※ 定員を超える申し込みがあった場合は、申込世帯の保育を必要とする状況や就労時間等により利用調整を行います

※ 上記の申し込み期間外においても、申し込みは受付ますが、申し込みを受付した月の来月以降からの利用となり、定員が超過している場合はご利用できません

## 新2号認定について

保育を必要とする理由	証明書類	備考
1. 就労	就労証明書 ※自営事業主の場合は、 + 就労状況申告書 + 開業届の写し or 直近の所得申告書の写し	1ヵ月あたりの就労時間が60時間以上
2. 妊娠・出産	母子手帳の写し	表紙と出産予定日の記載がある頁の写し 保育利用の開始は、概ね出産1ヵ月前から 終了は、概ね出産2ヵ月後まで
3. 保護者の疾病または障がい	(疾病) 診断書等の写し (障がい) 保護者の障害者手帳等の写し	
4. 介護・看護 主に同居親族の常時介護、看護	保育を必要とする申立書	親族介護の場合は、介護保険証の写し
5. 災害復旧	保育を必要とする申立書	罹災証明書等
6. 求職活動	就労予定申立書	第三者機関による求職活動の証明書類
7. 就学	在学証明書 または (任意様式) 入学決定通知書等	就学時間のわかる書類

### 【確認事項】

- ・ 預かり保育の実施期間および実施時間内でのみ保育を実施します。延長等はありませんのでお迎えの時間に遅れないようにしてください  
**終了時間までにお迎えに来ていただけない場合、預かり保育の利用を停止させていただくこととなります**
- ・ 預かり保育の利用開始後、**保育を必要とする理由の変更等があった場合は、届け出が必要です**
- ・ 幼稚園における給食費(副食費)および教材費や活動費等、**支払うべき費用が未納である方は、預かり保育の利用を認めません**  
※ 預かり保育開始後においても、即時、利用を停止します

◆ **配布**：希望される場合は、教育委員会事務局か豊郷幼稚園にお声がけください

◆ **受付**：上記書類をご準備いただき、申請書と揃えて教育委員会事務局か豊郷幼稚園に提出ください

### 【お問い合わせ】

豊郷町教育委員会事務局総務課

TEL:0749-35-8131